

秋田県と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、秋田県内における地域の一層の活性化、県民の健康増進・健康維持及び県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 生活習慣改善に関すること
- (2) 食を通じた健康づくりに関すること
- (3) 熱中症予防に関すること
- (4) その他県民サービスの向上、地域社会の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に定める事項を推進するにあたって知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間等）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1箇月前までに甲もしくは乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

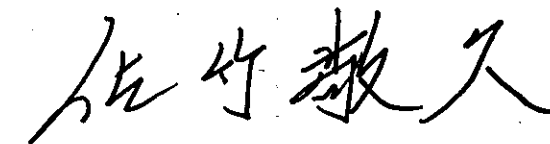
（その他）

第6条 本協定の定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して解決の方途を定めるものとする。

本協議の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年5月27日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1-1  
秋田県知事



乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号  
アゼリアヒルズ 18階  
大塚製薬株式会社  
仙台支店長

